

特定プラットフォーム事業者の指定届出書

收受印

令和 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	届出者	住所又は居所 (法人の場合)	日本語 (カナ) 表記			
		本店又は主たる事務所の所在地	英語表記	(電話番号 + 国番号 - - -)		
		(フリガナ)		(〒 -)		
		納税地		(電話番号 - -)		
		氏名又は名称	日本語 (カナ) 表記			
			英語表記			
(法人の場合) 代表者氏名		日本語 (カナ) 表記				
		英語表記				
法人番号		※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。				

次の事項(次の1及び2については、この届出書の[㊟]印欄)は国税庁ホームページで公表されます。

- 1 届出者に係るデジタルプラットフォームの名称
- 2 届出者の氏名又は名称
- 3 特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日

下記のとおり、消費税法第15条の2第2項の規定により特定プラットフォーム事業者として指定を受けべき者に該当するため、同条第3項の規定により届出します。

提供するデジタルプラットフォームの名称	日本語 (カナ) 表記			
	英語表記			
消費税法第15条の2第2項に規定する合計額が50億円を超えることとなる課税期間及び当該合計額	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
	円			
※ 当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額を記載します。				
参 考 事 項				
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)			

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門番号		届出年月日	年 月 日
	入力年月日	年 月 日	番号確認			

- 注意
- 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。

「特定プラットフォーム事業者の指定届出書」の記載要領等

1 提出すべき場合

この届出書は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が日本国内向けに行う電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。）に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事業者を介して収受するものの合計額が50億円を超える場合に提出するものです（法15の2①、②）。

この届出書は、届出者の納税地を所轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出します。

（注） その課税期間の末日において既に特定プラットフォーム事業者である場合は、提出する必要はありません。国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず、納税義務の免除の規定及び簡易課税制度の適用はありません（法15の2④）。

2 提出時期

この届出書は、上記1の合計額が50億円を超える課税期間に係る確定申告書の提出期限（注）までに、提出することとされています。

（注） 申告義務がない場合は、申告義務があるとした場合の提出期限となります。

3 記載要領

(1) 「住所又は居所若しくは本店又は主たる事務所の所在地」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(2) 非居住者である個人事業者又は外国法人の場合の「納税地」欄は、次により記載します。

イ 非居住者である個人事業者の場合

(イ) 国内において行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の個人事業者で、その納税地とされていた住所又は居所にその個人事業者の親族等が引き続き、又は個人事業者に代わって居住している場合は、その納税地とされていた場所

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の個人事業者で、不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける個人事業者の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ニ) (イ)から(ハ)により納税地を定められていた個人事業者がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合は、直前において納税地であった場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ヘ) (イ)から(ホ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所

ロ 外国法人の場合

(イ) 国内に事務所、事業所、その他これらに準ずるものを有する場合は、その事務所等の所在地

(ロ) (イ)以外の法人で不動産の貸付け等の対価（船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。）を受ける法人の場合は、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地

(ハ) (イ)及び(ロ)により納税地を定められていた外国法人がこれらのいずれにも該当しないこととなった場合にあっては、直前において納税地であった場所

(ニ) (イ)から(ハ)のいずれにも該当しない場合は、消費税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所

(ホ) (イ)から(ニ)のいずれにも該当しない場合は、麹町税務署の管轄区域の場所

(3) 「氏名又は名称」欄には、日本語（カナ）、英語（ローマ字）及び自国語で記載します。

(4) 「代表者氏名」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(5) 「提供するデジタルプラットフォームの名称」欄には、日本語（カナ）及び英語（ローマ字）で記載します。

(6) 「消費税法第15条の2第2項に規定する合計額が50億円を超えることとなる課税期間及び当該合計額」欄には、上記1の合計額が50億円を超える課税期間の初日及び末日を記載するとともに、当該合計額を記載します。なお、当該課税期間が1年に満たない場合は、当該合計額を当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額を記載します。

(7) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項等がある場合に記載します。

(8) 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

4 注意事項

この届出書の内容を確認の上、国税庁長官が特定プラットフォーム事業者の指定を行います。国税庁長官の指定の効力は、原則として、この届出書の提出期限（上記2参照）から6か月を経過する日の属する月の翌月の初日から生じます。

特定プラットフォーム事業者の指定の効力が生ずる年月日のほか、この届出書に記載した次の事項は、国税庁ホームページで公表されます。

(1) 特定プラットフォーム事業者のデジタルプラットフォームの名称（日本語表記及び英語表記）

(2) 特定プラットフォーム事業者の氏名又は名称（日本語表記及び英語表記）